

# 固定資産課税台帳情報の市町村内部での利用拡大（林地台帳）

- 固定資産課税台帳の情報のうち、**登記簿情報と異なる所有者や住所情報**などは、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されており、**個別法において一定の要件を定めることで内部利用が可能**とされているため、平成23年度までは森林所有者に係る固定資産課税台帳情報の活用はできなかった。
- 平成23年の森林法改正により、平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった者については、**①市町村林務部局に届出義務が課されたこと**により、所有者等情報は本人と林務部局の間で秘密ではないと解され、併せて、**②森林法第191条の2に情報の内部利用等に係る規定が位置付けられたこと**で、固定資産課税台帳情報の内部利用が可能となった。〔第191条の2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。〕
- さらに、令和2年の森林法改正により、**市町村が森林の土地の所有者等を把握するための調査により得られた情報を林地台帳へ反映することとする規定**が設けられ（森林法第191条の4第2項）、これにより、林地台帳の正確な記載の確保を目的として、平成24年3月31日以前から森林の土地の所有者であった者の情報に関しても、地方税法上の守秘義務に抵触せず、**固定資産課税台帳情報の内部利用が可能となった**。（※意向調査を含め、森林経営管理法の事務に活用しようとする場合は、固定資産課税台帳情報の提供を受け、林地台帳の更新等が実施された上で、意向調査等を実施することが原則。）〔第191条の4第2項 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続又は第188条第2項の実地調査その他の前項各号に掲げる事項を把握するための調査により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。〕

## 【総務省通知】

「固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の取扱いについて」（抜粋）（令和2年6月15日付け総務省自治税務局固定資産税課長通知）

（略）

このたび、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号）により森林法（昭和26年法律第249号）が改正され（令和2年6月10日施行）、**市町村林務部局が森林所有者を把握するための調査を行い、当該調査により得られた情報を林地台帳へ反映することができること**とされました。

その結果、**氏名その他の森林所有者等に関する情報**（具体的には、森林所有者（納税義務者）の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。）については、**平成24年3月31日以前からの森林所有者に関するものも含めて**、地方団体の税務部局が、森林法の施行のために必要な限度において、市町村林務部局が森林法に基づく措置を講ずる目的のために提供しても、**地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の守秘義務に抵触しないものと解される**ところです。

（略）各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、**市町村林務部局からの当該情報の提供依頼について、適切にご対応いただきますようお願いいたします。**

## 【林野庁通知】

「固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について」（抜粋）（令和2年6月15日付け林野庁計画課長通知）

（略）

2 提供を受けるに当たっての手続

市町村林務部局が、1により登記簿と異なる課税台帳記載情報及び課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報で一般に公開されているものの提供を求める際には、書面により、民有林（森林法第5条に定める地域森林計画の対象となっている民有林をいう。以下同じ。）の**土地の地番その他当該民有林の所在地を確認できる情報を税務部局に提供した上で、課税台帳に記載されている森林の土地の所有者に関する情報の提供を求める**等の方法により、照会時期等照会の方法を事前に税務部局と調整の上、行うものとする。その書面の参考様式は付録のとおりとする。

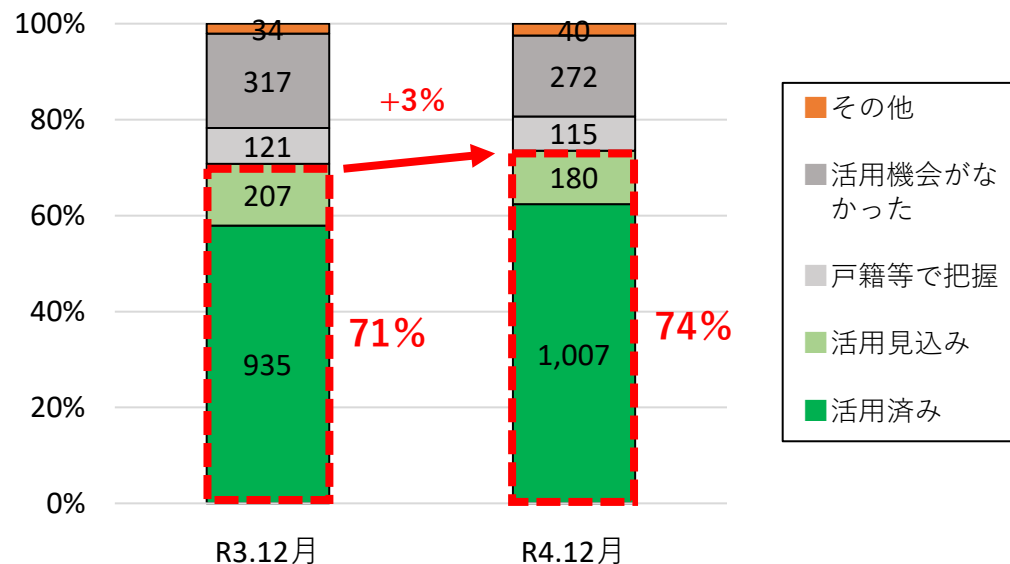
3 把握した情報の活用

市町村林務部局は、課税台帳の情報の照会等により得た森林所有者に関する情報を森林法の施行に必要な限度で活用し、**保有する森林所有者に関する情報の修正に利用することが可能**であるとともに、森林法の施行に必要な限度でその情報を都道府県林務部局へ提供することが可能である。また、都道府県又は市町村の林務部局は、**関係法令及び個人情報保護条例の適用の下で、修正後の森林所有者に関する情報を外部へ提供することも可能**である。

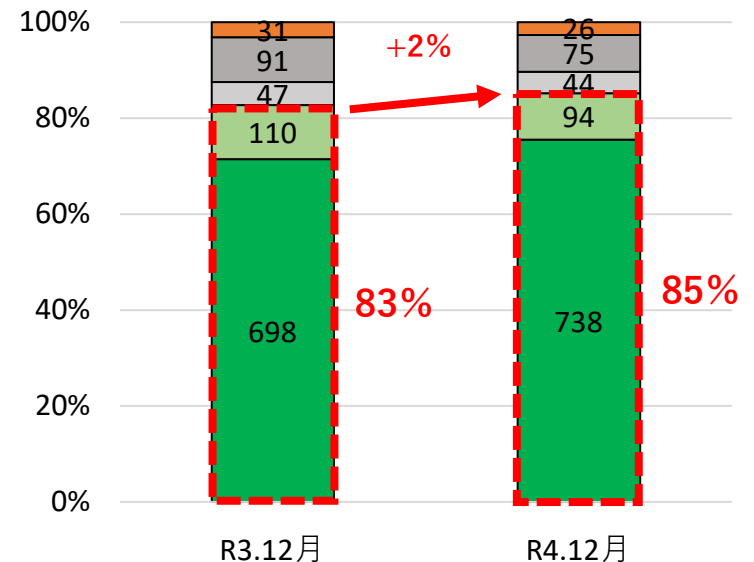
# 固定資産課税台帳情報の活用状況について

- 令和4年12月に、林地台帳を整備している1,614市町村に対して、林地台帳を更新する際に固定資産課税台帳情報を活用しているかについて調査を実施。その結果、1,187市町村（74%）が課税台帳情報を「活用済み」（1,007市町村）又は「活用見込み」（180市町村）であった。活用市町村の割合は、R3の71%からR4は74%に3ポイント上昇。  
 （私有林人工林1,000ha以上の977市町村でみると、832市町村（85%）が課税台帳情報を「活用済み」（738市町村）又は「活用見込み」（94市町村））
- 他方、115市町村（7%）は「戸籍や住民票等の所有者情報を活用」、272市町村（17%）は「活用機会がない」等であった。
- さらに、一部の市町村では、「個人情報保護条例を理由に、税務部局から情報提供を受けられない」との回答があった。このため、林野庁から全市町村に、情報提供の根拠となる資料（「固定資産課税台帳情報の市町村内部での利用拡大」）を再度提供（別添参照）。

## 林地台帳を整備している市町村(1,614)



## 私有林人工林1,000ha以上の市町村(977)



「その他」の市町村(40)の回答内容：活用について検討中(13)、データの活用体制等が整っていない(8)、非課税の森林が多い等で使える情報がない(5)、情報提供を受けられない(7)等